

平成 29 年度 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理  
及び執行の状況の点検及び評価(平成 28 年度分)報告書  
～ 平成 28 年度における事務の管理及び執行状況 ～



平成 29 年 11 月

西東京市教育委員会



## 【目 次】

第1	概要	1
第2	教育目標・基本方針	2
第3	西東京市教育委員会の主な施策事業の点検及び評価	3
1	学力向上対策事業	3
2	普通教室のICT活用研究に伴う環境整備	4
3	人権教育推進事業	5
4	いじめ防止に関する総合対策事業	6
5	西東京市ブックフェスティバル	7
6	たくましく生きるための健康と体力づくりの推進	8
7	小・中連携教育の推進	9
8	学校給食環境の整備	10
9	学校施設の適正規模・適正配置	11
10	学校施設の維持管理及び特別教室空調設備の整備	12
11	個に応じた教育支援の充実（市立小学校特別支援教室の整備及びモデル校での検討）	13
12	不登校対策の強化	14
13	地域ぐるみによる家庭教育支援の関係づくり	15
14	学校施設開放の充実	16
15	夜間照明設置事業（保谷中学校）	17
16	届ける社会教育の実践（出張型講座の開催）	18
17	地域ぐるみの安全体制づくりの推進（小学校通学路防犯カメラ整備事業）	19
18	新しい公民館運営体制の構築	20
19	地域・行政資料の電子化への取組と子どもの読書活動や学習活動への支援	21
20	文化財の保存と活用の充実	22
第4	教育委員会の活動状況	23
第5	点検・評価に関する有識者からの意見	25
<資料>		28
(1)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）	28
(2)	西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について の点検及び評価実施要綱	29
(3)	西東京市教育計画の用語解説	31

## 第1 概要

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、平成 28 年度の西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を示したものである。

これは、教育委員会自らが所掌する事務の点検及び評価を行うことにより、効果的に教育行政を推進するとともに、市民への説明責任を果たしていくという趣旨による。

西東京市教育委員会では、西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）を策定している。平成 28 年度は、計画の 3 年目にあたり、西東京市教育委員会では、この計画を着実に推進するために、様々な施策を行った。

本報告書は、第 1 から第 5 までで構成しており、第 3 では前述の教育計画における、平成 28 年度の主な施策事業である 20 項目を「取組成果」、「自己評価」、「今後の課題・改善点」に分けて項目ごとに詳細な点検及び評価を行った。また、第 4 では教育委員会の活動状況を報告するものである。

点検評価は教育委員会自らが行うものであるが、客観性を確保するため、3 人の学識経験者から貴重な御意見をいただき、第 5 ではその御意見を掲載する。いただいた御意見を含め、本点検評価の結果を今後の教育行政に生かしていきたい。

## 第2 教育目標・基本方針

### 【西東京市教育委員会教育目標】

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- ◎ 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- ◎ 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- ◎ 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- ◎ 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、共に学び・共に成長し・共に励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指していきます。

### 【教育計画の基本方針】

#### 基本方針1 「生きる力」の育成に向けて

確かな学力の育成、豊かな心の育成、健康と体力の育成など「生きる力」を育成していきます。

#### 基本方針2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

特色のある学校づくり、学習環境などの整備、学校経営改革の推進など「生きる力」を育むための環境整備を行っていきます。

#### 基本方針3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

通常の学級での支援、通級指導、特別支援学級、教育相談などを充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応えていきます。

#### 基本方針4 社会全体での教育力の向上に向けて

家庭の教育力向上支援、青少年教育の支援、活力あるコミュニティづくり、学校・家庭・地域・行政の連携強化など、市全体における教育力を向上させていきます。

#### 基本方針5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

多様な学びを支える生涯学習を振興し、いつでも・どこでも・だれでも学べる環境を整備していきます。

### 第3 西東京市教育委員会の主な施策事業の点検及び評価

項目番号	1	主管課	教育指導課	連携部署等
<b>1 評価対象事業</b>				
学力向上対策事業				
<b>2 具体的な取組</b>				
<p>教科専門性の高い教員等を集めた「学力向上推進委員会」において、西東京市の課題に基づく教材開発や指導方法の工夫・改善等について協議・検討し、各学校における授業力の向上に資する提案を行う。平成28年度は、これまで実施してきた小学校算数科に加え、新たに中学校理科に係る委員会を立ち上げる。</p> <p>また、前年度に引き続き、長期休業中に市立小・中学校において補習教室を実施する。</p>				
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>				
基本方針	1	「生きる力」の育成に向けて		
方向	1	確かな学力の育成		
施策	2	学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進		
<b>4 取組成果</b>				
<b>1 学力向上推進委員会</b>				
<p>学力向上推進委員会では、各校から教科専門性の高い教員が委員として結集し、各校の実践等を基に調査研究を進めることができた。小学校算数科の委員会では、協議を踏まえた算数科授業のポイントを「今月の指導のポイント」としてまとめたり、西東京市を題材とした教材を作成したりした。これまでの2年間の成果を、研究報告書としてまとめ、市内各校に指導資料として提供した。また、夏季休業中に、市立学校教員を対象に研究成果を基にした研修会を実施し、教員の算数科についての指導力を向上させた。中学校理科の委員会では、1年次の研究として、「全国学力・学習状況調査」及び「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果から、市立中学校生徒の課題について分析するとともに、生徒自身が自己の学習定着度を確認できるチェックシートを作成し、指導資料としてリーフレットにまとめた。</p>				
<b>2 補習教室</b>				
<p>全市立小・中学校において、夏季休業中に補習教室を実施した。実施教科は、国語、算数・数学、社会、理科、英語（中学校のみ）であり、小学校1年生から中学校3年生まで全校全学年で実施した。</p>				
<b>5 自己評価</b>				
<b>1 学力向上推進委員会</b>				
<p>学力向上推進委員会の各校の委員が、委員会で協議・検討した成果を自校に持ち帰り、共有することにより、各校において授業の充実が図られた。委員会での研究の成果をまとめた研究報告書等は、一時的な報告書に留まらずに、一層の授業革新につながるものだった。</p>				
<b>2 補習教室</b>				
<p>全市立小・中学校において、全学年の児童・生徒を対象とした補習教室を展開できたことから、一人ひとりの児童・生徒の習熟の程度やつまづき箇所を踏まえて、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る取組を確実に推進することができた。</p>				
<b>6 今後の課題・改善点</b>				
<b>1 学力向上推進委員会</b>				
<p>小学校算数科の委員会が作成した研究報告書、又は中学校理科の委員会が作成したリーフレットの各校の活用状況を把握し、平成29年度の活動計画を検討していくことが必要である。</p>				
<b>2 補習教室</b>				
<p>各学校において夏季休業中に実施している補習教室が、各学校の学力向上に係る課題解決に結びついているかを検証し、より実効的なものとなるよう、各学校が工夫・改善していくことが必要である。</p>				

項目番号	2	主管課	教育指導課	連携部署等	
<b>1 評価対象事業</b>					
普通教室のICT活用研究に伴う環境整備					
<b>2 具体的な取組</b>					
<b>1 教育研究等</b>					
<p>タブレットパソコンや電子黒板等の活用についての研究を、引き続き小学校2校、中学校1校で行う。ここでは、今後の学校ICT環境整備の方向性を導き出すとともに、学習指導の質の向上を目指す。また、住吉小学校では、タブレットパソコンに切り替え、普通教室におけるICTの効果的な活用のあり方について、課題・問題点を抽出し、研究を進める。</p> <p>また、「教育情報化推進計画」を策定し、今後の西東京市における教育情報化の進め方を明らかにしていく。</p>					
<b>2 情報モラル</b>					
<p>情報モラルについての指導の徹底を図るために、全市立小・中学校に、授業や保護者会等で活用することができる映像教材のデジタルコンテンツを導入する。</p>					
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>					
基本方針	1	「生きる力」の育成に向けて	2	「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて	
方向	1	確かな学力の育成	2	学習環境等の整備	
施策	3	教育の情報化による学習指導の質の向上	3	情報教育環境の整備	
<b>4 取組成果</b>					
<b>1 教育研究等</b>					
<p>タブレットパソコンや電子黒板等を活用した研究に取り組んでいる学校のうち2校に、指導者用タブレットパソコン（1校当たり5台）やデジタル教科書（1校当たり5教科）等を導入し、指導内容や指導方法等の工夫・改善に資する研究を行った。ICTに関する研究指定校である住吉小学校では、低学年から高学年までの発達段階に応じて、電子黒板やデジタルカメラ等の機器や、文書作成ソフト、表計算ソフト、画像処理ソフト等のアプリケーションを活用したり、収集した情報を取捨選択し、他者に伝わるようプレゼンテーションにまとめたりする活動を位置付けた授業を、研究発表会において提案し、広く市内外の学校に発信した。</p> <p>また、「教育情報化推進計画」の策定を進め、平成29年度以降の西東京市における教育の情報化の道筋を示した。</p>					
<b>2 情報モラル</b>					
<p>無料通話アプリに関わるトラブル事例や留意点等について、具体的な場면을映像で再現するデジタルコンテンツを活用することにより、無料通話アプリをはじめとするSNSとの関わり方について、児童・生徒が自ら考えるよう促すことができた。こうした情報モラル教育により、インターネットに関わる事故の未然防止を図ることができた。</p>					
<b>5 自己評価</b>					
<b>1 教育研究等</b>					
<p>住吉小学校のICTを活用した教育研究の研究発表会では、ICT機器の教育における効果的な活用方法と工夫された指導方法について提案され、他の研究校の成果と合わせて、市内各学校の教育力の向上に資することができた。</p>					
<b>2 情報モラル</b>					
<p>情報モラル教育の充実を進めることができた。また、インターネットに関わるいじめ問題の授業にもなり、SNSトラブルの未然防止に加え、いじめの起こりにくい素地の醸成も図ることができた。</p>					
<b>6 今後の課題・改善点</b>					
<b>1 教育研究等</b>					
<p>今後、タブレットパソコンを各教室で活用できるよう、校内の無線LANの整備を進める必要がある。また、中学校における電子黒板等の導入やタブレットパソコンの早期の導入などを行っていく必要がある。</p> <p>「教育情報化推進計画」の進捗状況を適宜検証し、「生きる力」の育成に向けた学習環境の整備や教員の指導力向上等を計画的に推進していくことが必要である。</p>					
<b>2 情報モラル</b>					
<p>今後も情報社会の動向を踏まえ、子どもたちがネット依存に陥らず、加害者にも被害者にもならないよう、情報モラル教育の充実を図っていくことが必要である。</p>					

項目番号	3	主管課	教育指導課	連携部署等	教育支援課
<b>1 評価対象事業</b>					
人権教育推進事業					
<b>2 具体的な取組</b>					
<b>1 人権教育推進</b>					
<p>全市立小・中学校の人権教育担当教員からなる人権教育推進委員会を設置し、研修等を実施し、各学校における推進役としての能力を向上させる。東京都教育委員会から人権尊重教育推進校として指定された明保中学校において、研究に取り組んだ成果を市立小・中学校に広く還元し、人権教育の充実を図る。</p> <p>道徳の時間等にいじめに関する授業を行い、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる児童・生徒の育成を育む。</p>					
<b>2 教員研修</b>					
<p>児童虐待は重大な人権侵害であり、各学校は児童虐待に係る校内委員会や外部委員会を活用し、関係機関との連携の下、組織的に対応する。また、児童虐待に関する教員の感受性を高めるための研修を実施する。</p>					
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>					
基本方針	1	「生きる力」の育成に向けて	1	「生きる力」の育成に向けて	
方向	2	豊かな心の育成	2	豊かな心の育成	
施策	1	人権と生命尊重に関する教育の推進	3	いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進	
<b>4 取組成果</b>					
<b>1 人権教育推進</b>					
<p>人権教育推進委員会では、人権教育プログラムの理解を深めるとともに、施設見学や人権尊重教育推進校研究発表会への参加を通して、教員の人権意識の向上を図った。また、人権課題「性同一性障害者」及び「性的指向」に関わり、現状と今後の指導の進め方について理解を深めることができた。</p> <p>また、人権尊重教育推進校である明保中学校は、2年間の研究の成果をリーフレットにまとめるとともに、授業公開と研究発表会を実施することで市内外の小・中学校に広く還元することができた。</p>					
<b>2 児童虐待防止</b>					
<p>教育指導課に配置するスクールアドバイザーを2人に倍増し、学校での児童虐待に関する感度を高めるとともに、各学校の外部委員会やケース会議に参画し、学校の対応について助言するとともに、関係機関との連携促進を進めた。</p> <p>新規採用教員及び他地区からの転入教員に対し、児童虐待についての理解を深めるとともに、子ども家庭支援センター等の関係諸機関との連携した対応の進め方等、留意点について学ぶ研修会を実施し、全市立学校の全教員が児童虐待に対応する力を持てるようにした。</p>					
<b>5 自己評価</b>					
<b>1 人権教育推進</b>					
<p>人権教育推進委員会及び人権尊重教育推進校の研究実践により、全市立小・中学校の人権教育の実施水準を一段上げることができた。</p>					
<b>2 児童虐待防止</b>					
<p>スクールアドバイザーによる学校の実態を踏まえた助言や支援をすることで、関係機関と連携した学校の対応の充実が図られた。また、人権に関わる研修を実施することができ、全市立学校の対応力の向上に資するものになった。</p>					
<b>6 今後の課題・改善点</b>					
<b>1 人権教育推進</b>					
<p>児童虐待に係る人権課題「子供」や、一層の対応が求められる人権課題「性同一性障害者」や「性的指向」等について、一層の取組の充実を図ることが必要である。</p>					
<b>2 児童虐待防止</b>					
<p>形骸化させないよう、学校への指導・助言のあり方や教員研修のあり方を常に工夫・改善をしていくことが必要である。</p>					



項目番号	4	主管課	教育指導課	連携部署等
<b>1 評価対象事業</b>				
いじめ防止に関する総合対策事業				
<b>2 具体的な取組</b>				
<p>「西東京市いじめ防止対策推進条例」及び「西東京市いじめ防止対策推進基本方針」にのっとり、平成 26 年度に全市立学校が策定した「いじめ防止基本方針」を改訂するとともに、いじめ防止に関する総合的な対策を更に推進していく。</p> <p>スクールアドバイザーを 2 人体制にし、学校におけるいじめに関する情報を集約するとともに、必要に応じて学校いじめ対策委員会に出席する。</p> <p>中学 1 年生で、弁護士による「いじめ予防の授業」を行い、いじめは重大な人権侵害であることを理解し、「いじめられる側」、「いじめる側」、「周囲の生徒」、それぞれの心情等を捉え、いじめを予防するために、自分に何ができるか考えられるようにする。</p> <p>いじめの防止等のための対策を効果的に行うため、「西東京市いじめ問題対策委員会」を設置する。</p> <p>教職員の職層に応じた、いじめの防止に関する研修を充実させ、教職員の生活指導上の資質能力の向上を図る。</p>				
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>				
基本方針	1	「生きる力」の育成に向けて		
方向	2	豊かな心の育成		
施策	3	いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進		
<b>4 取組成果</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの防止等に関する機関及び団体である学校、保護者、警察、児童相談所、保健所等との連携を図るために西東京市いじめ問題対策協議会を設置し、開催した。</li> <li>・学識経験者、弁護士、心理福祉士等で構成する西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会を設置し、開催した。</li> <li>・いじめの速やかな解消を目指した「西東京の約束」を定め、2 週間を超えても解消しないいじめについては、指導主事が直ちに学校の指導・助言に当たり、解消に導くようにしてきた。</li> <li>・いじめ等の相談窓口として、児童・生徒に対して教育指導課スクールアドバイザーが対応を行う電話相談窓口（ゆうやけ電話相談）を開設した。</li> <li>・いじめ問題に関する教員及び学校の対応力の向上を図るために、職層や職務、役割に応じた研修（スペシャリスト研修、初任者研修）を実施した。</li> <li>・小・中学校における、いじめに関する授業で活用できるよう、学習用デジタルコンテンツを全校に配信した。</li> </ul>				
<b>5 自己評価</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題対策協議会やいじめ問題対策委員会を通して、関係機関と連携を図りながらいじめの防止等について、組織的な対応策について検討することができた。</li> <li>・いじめの認知件数の増加が見られたが、認知したいじめは解消していること、また、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態の発生がなかったことから、教員のいじめに関する感度の高まりと、いじめ解消につなげる教員の対応力の向上を進めることができた。</li> <li>・教育指導課スクールアドバイザーが積極的に学校と関わり、いじめ解決に向けた迅速な対応について、学校に助言することができた。</li> <li>・いじめ問題に係るスペシャリスト研修を 2 日間行うなど、学校におけるいじめ問題に係る意識や専門性を一層高めることができた。</li> </ul>				
<b>6 今後の課題・改善点</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが解消した後もスクールアドバイザーが状況を継続的に確認し、同様の事案が再発しないような方法を検討する必要がある。</li> <li>・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けさせる必要がある。</li> </ul>				

項目番号	5	主管課	教育指導課	連携部署等	
<b>1 評価対象事業</b>					
西東京市ブックフェスティバル					
<b>2 具体的な取組</b>					
<p>全市立中学校が参加のもと、課題図書に対する生徒の書評会、代表生徒による発表や作家等による記念講演を通して、生徒の読書活動の推進を図る。中学生の読書への興味・関心を高めるため、生徒に人気のある本を課題図書とし、発表会や講演会を行う。</p>					
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>					
基本方針	1	「生きる力」の育成に向けて		1	「生きる力」の育成に向けて
方向	2	豊かな心の育成		1	確かな学力の育成
施策	4	読書活動の推進		1	きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用
<b>4 取組成果</b>					
<p>ブックフェスティバルには、全市立中学校9校から59人の生徒が参加した。</p> <p>午前の部は合同書評会とし、生徒が7つの分科会に分かれ、課題図書に関する意見交換を実施した。また、午後の部は、「わたしの好きな一冊」をテーマとした生徒発表と課題図書の著者である喜多川泰（きたがわやすし）氏の講演を実施した。</p> <p>また、読書活動の推進に関して、毎年11月に実施している「西東京市読書月間」を契機に、学校ごとに特色のある読書活動の推進を図るよう促した。学校での日常的な取組を充実させるために、学校司書及び司書教諭に関する連絡会及び研修会を実施し、学校司書と司書教諭の連携強化を図った。</p>					
<b>5 自己評価</b>					
<p>合同書評会では、課題図書について自己の考えを事前にまとめてから意見交換をすることで、生徒が互いの考えを共有し、図書に関する多くの考え方への理解につなげることができた。参加した生徒からも、自分の意見をその場で考えて分かりやすいようにまとめて話すことの難しさを体験する良い機会であったとの感想が寄せられた。</p> <p>代表生徒の「私の好きな一冊」の発表を行うことで、自己の図書に関する考え方を表現することができるのと同時に、参加している生徒が、さらに読書をしたと思う気持ちを醸成することができた。</p> <p>西東京市読書月間では、読書マラソンや読了数に応じた表彰、本の読み聞かせ、推薦図書の紹介等、学校ごとに特色ある取組を実施することができた。図書委員会等の活動を充実させ、全校集会や昼の校内放送を活用してブックトークを行ったり、読書活動に関する標語などの啓発活動を募ったりすることで、各学校の読書活動の推進を図ることができた。</p>					
<b>6 今後の課題・改善点</b>					
<p>ブックフェスティバルに参加した生徒の読書に対する意識は高まったものと考えているが、本事業に参加しない生徒や興味を示さない生徒に対して、学校や教育委員会として、読書に対する意識をどのように啓発することができるのか検討することが必要である。</p> <p>西東京市の課題である中学校での未読率を低下させるために、司書教諭連絡会の内容を工夫・改善し、各学校での課題解決に結び付く実践事例等について情報共有を図り、読書活動の一層の充実を図る。</p>					

項目番号	6	主管課	教育指導課	連携部署等	健康課
<b>1 評価対象事業</b>					
たくましく生きるための健康と体力づくりの推進					
<b>2 具体的な取組</b>					
<p>小学校の体育や総合的な学習の時間等において、生活習慣病の一つであるがんに関する知識を深めるための学習を行う。医師等の専門家からがんに関する専門的な話を聞き、理解を深めるとともに、早期発見のための健診の重要性についても学ぶ。</p> <p>体力向上の推進として、全市立小・中学校を「オリンピック・パラリンピック教育推進校」として指定し、オリンピック・パラリンピック教育（オリンピックの各種目を体験する、オリンピックの歴史を学ぶ等）を推進する。</p> <p>保谷中学校をオリンピック・パラリンピック教育に関する研究指定校とし、西東京市におけるオリンピック・パラリンピック教育のあり方について研究に取り組む。</p>					
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>					
基本方針	1	「生きる力」の育成に向けて			
方向	3	健康と体力の育成			
施策	1	たくましく生きるための健康と体力づくりの推進			
<b>4 取組成果</b>					
<b>1 がん教育</b>					
<p>健康福祉部健康課によるがん教育の授業を、小学校 12 校で実施した。この授業を通して、児童にがんはどんな病気なのか、予防するにはどうすればよいか等を理解し、自分にできるのは何かといったことを考えるよう促した。</p> <p>文部科学省が主催する「がんの教育総合支援事業」モデル校による実践発表やがん教育に関するシンポジウムに、がんへの理解を深めるとともにがん教育の充実に資するため、市立小学校教員 13 人が参加した。</p>					
<b>2 体力向上</b>					
<p>日本ラグビーフットボール協会の協力を受けて、タグラグビー教室やタグラグビーに係る教員研修を実施し、市立小学校への授業支援を行っている。平成 28 年度は 13 校が実施した。</p> <p>また、ひばりが丘中学校は、東京都教育委員会からスーパーアクティブスクールの 3 年間の研究指定を受け、握力・持久力を向上させるトレーニングや 5 分間で行える運動機能全般を向上させるコーディネーショントレーニングの研究開発とその実践等に取り組んだ。</p> <p>スポーツ指導力向上育成会を開催し、運動部に所属する市立中学校生徒が、最新のトレーニング理論、栄養の摂取方法等を学ぶことで、練習方法や運動に対する意識等を見直し、生徒自身が主体的かつ適切な運動部活動を行う力を身に付けるよう促した。</p>					
<b>5 自己評価</b>					
<b>1 がん教育</b>					
<p>前年度の倍となる 12 校で、がん教育の授業を実施できたことから、西東京市が目指す健康応援都市としての取組の充実を図ることができた。</p>					
<b>2 体力向上</b>					
<p>市立小・中学校における体力向上の取組の工夫・改善につながる実効策を実施できたと考えている。</p>					
<b>6 今後の課題・改善点</b>					
<b>1 がん教育</b>					
<p>小学校におけるがん教育の授業の実施拡大をすることが必要である。また、中学校学習指導要領に、がん教育が示されたことから、中学校におけるがん教育のあり方を検討していくことが必要である。</p>					
<b>2 体力向上</b>					
<p>体力調査では、西東京市は概ね東京都の平均を超えているが、その中でも数値の低い種目がある。苦手分野をなくしていくための実効策を検討することが必要である。</p>					

項目番号	7	主管課	教育指導課、教育企画課	連携部署等	
<b>1 評価対象事業</b>					
小・中連携教育の推進					
<b>2 具体的な取組</b>					
<p>毎年6月の第3水曜日に行う「西東京市小・中連携の日」で、全市立小・中学校の全教員が相互の授業観察や情報交換を行い、授業観察等についての相互理解を深める。</p> <p>けやき小学校及び田無第三中学校を小・中連携教育における研究指定校として指定し、学力向上等における研究を進める。</p> <p>小中一貫教育について、他区市の先進事例についての研究を続けながら、本市の地域特性を踏まえた上で、小中一貫教育制度が、どのように児童・生徒の教育環境に影響するのか検証を行う。</p>					
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>					
基本方針	2	「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて			
方向	1	特色ある学校づくりの推進			
施策	1	特色ある教育課程の編成と実施			
<b>4 取組成果</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西東京市小・中連携の日」に小学校の教員と中学校の教員が合同で、授業観察や協議会を行った。</li> <li>・校区ごとの小・中連携の教育に係る取組をまとめた「西東京市立学校における小・中連携教育実践事例集」を作成した。</li> <li>・けやき小学校と田無第三中学校において、小・中連携教育に係る研究を推進した。</li> <li>・学園制を導入し、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を実施している三鷹市立中学校の視察を行った。</li> </ul>					
<b>5 自己評価</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西東京市小・中連携の日」における取組は定着しており、小学校と中学校の教員が情報を共有することは、いわゆる「中1ギャップ」の防止に効果的であった。</li> <li>・「西東京市立学校における小・中連携教育実践事例集」に、学力向上、体力向上、豊かな心の育成に係る効果的な取組を掲載し、各校に配布することで、小・中連携教育の成果を各校で共有することができた。</li> <li>・けやき小学校と田無第三中学校において、アクティブラーニングや授業スタイル、総合的な学習の時間、英語等について、教員が分科会ごとに話し合い、小学校と中学校が連携して、様々な課題解決に取り組んだ。</li> <li>・先進的に小中一貫教育に取り組んでいる他自治体の視察を行ったことで、施設分離型による小中一貫教育について見識が深まった。</li> </ul>					
<b>6 今後の課題・改善点</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西東京市小・中連携の日」における取組内容を一層工夫するとともに、日常的な連携を検討する必要がある。</li> <li>・小中一貫教育も視野に入れた研究指定校における研究を推進していくことが課題である。また、導入に当たっては、西東京市の特性に応じて、教育の質の向上につなげていくという視点で検討を進める必要がある。</li> </ul>					

項目番号	8	主管課	学校運営課	連携部署等	
<b>1 評価対象事業</b>					
学校給食環境の整備					
<b>2 具体的な取組</b>					
<p>給食調理直営校5校のうち、中原小学校の給食調理業務委託化を契機に職員体制を見直し、安心・安全に十分配慮した学校給食を実施する。「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月文部科学省作成)に基づき、西東京市における「学校給食における食物アレルギー対応指針」を策定する。さらに、「学校における食物アレルギー対応に関する委員会」を開催し、学校からの報告を受け、必要な支援等を行う。</p> <p>また、平成27年度に公立昭和病院と締結した「アナフィラキシー対応ホットライン」を有効に活用し、緊急時にも対応が可能な環境を整備するとともに、引き続き、学校内での職員研修を実施し、対策を強化する。</p>					
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>					
基本方針	2	「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて			
方向	2	学習環境等の整備			
施策	2	学校給食環境の整備			
<b>4 取組成果</b>					
<p>1 給食調理業務の委託化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調理業務の民間委託に向けた保護者説明会を実施のうえ、平成28年9月から中原小学校給食調理業務の委託を実施した。</li> <li>中原小学校に配置していた調理員は、給食調理直営校4校への異動を実施した。</li> </ul> <p>2 食物アレルギー対応の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「学校給食における食物アレルギー対応指針」を平成28年9月の教育委員会定例会に報告し、平成29年4月施行に向けて、各校における周知期間を設けた。</li> <li>同指針を平成29年2月に市のホームページに掲載し、市民・保護者に対する周知を行った。</li> <li>平成28年12月に給食関係職員が対象のアレルギー対応研修会を実施した。</li> </ul>					
<b>5 自己評価</b>					
<p>1 給食調理業務の委託化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託化については、保護者や学校関係者等からの異論もなく、円滑に業務引継ぎを行い、支障なく業務を進行できた。</li> <li>中原小学校の調理員の各校への異動により、今後の委託化に向けた職員体制の整備に一定の目途がついた。</li> </ul> <p>2 食物アレルギー対応の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校内での周知期間を長く設定することで、十分な時間をかけて準備を進めることができた。</li> <li>教職員研修は、東京都や関係機関が実施する研修情報を常に学校へ提供するとともに参加勧奨を行い、アレルギーに対する最新の知識習得を促した。</li> </ul>					
<b>6 今後の課題・改善点</b>					
<p>1 給食調理業務の委託化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さらなる業務委託化を推進していく必要がある。</li> </ul> <p>2 食物アレルギー対応の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者に向けた情報提供方法、教職員への研修内容等については、教育委員会内に設置の「食物アレルギー対応委員会」において検討・協議の必要がある。</li> </ul>					

項目番号	9	主管課	教育企画課、学校運営課、教育指導課、教育支援課
<b>1 評価対象事業</b>			
学校施設の適正規模・適正配置			
<b>2 具体的な取組</b>			
<p>中原小学校の建替えについては、建替協議会を引き続き開催し、学校施設建替えに当たっての基本プランを策定する。また、基本プラン及び平成 26 年 5 月に策定した「西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画」等に基づき、基本設計・実施設計を進める。</p> <p>ひばりが丘中学校の建替えについては、平成 27 年度に作成した（仮称）第 10 中学校建設の基本設計に基づき、実施設計等を進めていく。</p> <p>ひばりが丘地区の通学区域の見直しについては、大規模開発等に関する情報収集及び庁内での調査・研究を進めるとともに、地域協議会を適切な時期に設置・開催し、適正な通学区域を検討する。</p>			
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>			
基本方針	2	「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて	
方向	2	学習環境等の整備	
施策	5	学校施設の適正規模・適正配置と維持管理	
<b>4 取組成果</b>			
<p>中原小学校の建替えについては、西東京市立中原小学校建替協議会を 6 回開催した。主な活動としては、建替えの指針となる「中原小学校建替基本プラン」を策定し、平成 28 年 10 月 25 日開催の教育委員会第 10 回定例会に報告を行った。また、当該プランを基に基本設計について検討を行った。</p> <p>ひばりが丘中学校の建替えについては、（仮称）第 10 中学校建設の実実施設計及び外構整備工事を完了させた。</p> <p>ひばりが丘地区通学区域の見直しについては、西東京市立ひばりが丘中学校及び西東京市立田無第二中学校通学区域見直し等に関する地域協議会を 1 回開催した。委員は 2 中学校の生徒保護者及び地域関係者の市民、6 小学校の児童保護者及び地域関係者の市民等を選出し、通学区域の現状等について共有を図った。</p>			
<b>5 自己評価</b>			
<p>市における公共施設の管理方針等を示した「西東京市公共施設総合管理計画～公共施設等マネジメント基本計画～」に掲げる教育施設の見直しの方向性において、建替にあたり周辺施設との複合化を積極的に検討していくこととしている。ひばりが丘中学校以降の教育施設の建替えは、上記の方向性に基づき設計が行われている。</p> <p>中原小学校の建替えについて、協議会では西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成 28～30 年度）に基づき、児童数の推移等を勘案しつつ、学校施設以外の利用目的にも対応可能な基本設計を策定することができた。また、基本設計の策定は当該計画にのっとった進捗であった。</p> <p>ひばりが丘中学校の建替えについては、学校施設以外の利用目的に対応可能な実施設計を作成することができた。また、西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成 28～30 年度）に基づく進捗であった。</p> <p>ひばりが丘地区通学区域の見直しについては、地域協議会の委員構成において、地域関係者の市民が加わることで、従来の学校からの視点に加え、地域の視点を持ち込むことが期待できる。</p>			
<b>6 今後の課題・改善点</b>			
<p>中原小学校の建替えについては、西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成 28～30 年度）に基づき、基本設計で検討された内容を実施設計に引継ぎ完了させることが今後の目標となる。</p> <p>ひばりが丘中学校の建替えについては、西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成 28～30 年度）に基づき、校舎等整備工事に着手する必要がある。</p> <p>ひばりが丘地区通学区域の見直しについては、地域協議会において、現状の問題を共有しながら、適切な学区域となるよう議論を深めていく必要がある。</p>			

項目番号	10	主管課	学校運営課	連携部署等
<b>1 評価対象事業</b>				
学校施設の維持管理及び特別教室空調設備の整備				
<b>2 具体的な取組</b>				
<p>小学校校舎等大規模改造事業等の実施については、平成 26 年 5 月に策定した「西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画」に基づき、住吉小学校校舎及び上向台小学校校舎等について整備を進める。</p> <p>田無小学校の児童数増加に対応するため、校舎増築及びそれに伴う校舎等改修の実施設計を行う。</p> <p>学習環境の向上を図るため、青嵐中学校を除く全市立中学校の理科室、美術室等の特別教室への空調設備設置の実施設計を行う。</p>				
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>				
基本方針	2	「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて		
方向	2	学習環境等の整備		
施策	5	学校施設の適正規模・適正配置と維持管理		
<b>4 取組成果</b>				
<b>1 学校施設の維持管理</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住吉小学校は、主に夏季休業期間を利用して校舎第二期工事を行った。</li> <li>・田無小学校は、2階建て8教室の増築校舎の実施設計を行った。</li> <li>・上向台小学校は、工事時期や内容の見直しを行った。</li> </ul>				
<b>2 特別教室空調設備の整備</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設時に空調設備を整備した青嵐中学校を除く8校の実施設計を行った。</li> </ul>				
<b>5 自己評価</b>				
<b>1 学校施設の維持管理</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住吉小学校の第二期工事は、主に特別教室が工事範囲で、内装改修、外壁改修、屋上防水改修、プール改修、LED照明取替等を行い、厳しい工事期間であったが、円滑に工事を進めたため、2学期の授業に支障なく実施することができた。</li> <li>・田無小学校は児童推計により、最大で平成 36 年度に児童数 762 人、24 学級が見込まれているため、現在の校舎では5教室足りなくなる。児童数増加に伴い、特別支援学級及び少人数教室への対応も考慮し、8教室の増築校舎の実施設計をすることができた。</li> <li>・上向台小学校校舎大規模改造第一期工事は、財政支援としての国の交付金の採択時期が遅くなり事業進行が遅れたが、翌年度以降に実施時期や内容を変更し、確実に事業実施できることになった。</li> </ul>				
<b>2 特別教室空調設備の整備</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校の特別教室の配置を的確に確認し設計することができた。</li> </ul>				
<b>6 今後の課題・改善点</b>				
<b>1 学校施設の維持管理</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も国・都と連絡・調整を図り、施設の計画的な維持管理に努めていく必要がある。</li> <li>・平成 28 年 3 月に発行した「西東京市人口ビジョン」では、小学校児童数及び中学校生徒数が、2020 年をピークに 40 年間減少していくと推計されている。今後の西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画は、人口の将来推計に基づく教育環境の変化等を踏まえ、教育委員会及び市長部局と調整・検討していく必要がある。</li> </ul>				
<b>2 特別教室空調設備の整備</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・都の補助制度を綿密に精査し、的確に財源確保に努め、事業を進めていく必要がある。</li> </ul>				

項目番号	11	主管課	教育企画課、学校運営課、教育指導課、教育支援課			
<b>1 評価対象事業</b>						
個に応じた教育支援の充実（市立小学校特別支援教室の整備及びモデル校での検討）						
<b>2 具体的な取組</b>						
平成 29 年度の市立小学校全校試行導入のため、全校の教室環境の整備に伴う簡易工事、教材等の物品購入を行う。学校と連携し、校内委員会等を活用した対象児童の選出、専門家による児童の行動観察や教員への助言、入室希望者の面接や発達検査、「(仮称) 特別支援教室入室委員会」での審議等が円滑に進むよう、体制を整備する。小学校 6 校で特別支援教室モデル校として試行し、平成 29 年度の市立小学校全校試行開設、平成 30 年度の本格実施に向けて支援のあり方を検討する。						
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>						
基本方針	3	一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて	3	一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて	3	一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて
方 向	1	通常の学級での個に応じた支援の充実	2	特別支援学級の発展と充実	3	教育相談の発展的展開
施 策	2	多様な教育資源の拡充	1	知的障害教育・自閉症教育・情緒障害教育の充実	1	相談機能の充実
<b>4 取組成果</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援推進委員会を 2 回、作業部会を 17 回開催し、教育委員会職員、学校の教職員や専門家等を交えて、平成 29 年度からの市立小学校全校特別支援教室試行開設に向けた検討を行った。</li> <li>・特別支援教室検討委員会を 3 回開催し、教育委員会各課の進捗状況の確認及び課題の共通理解を図った。</li> <li>・モデル校校長連絡会を 3 回、モデル校担当者連絡会を 2 回開催し、8 つの検討内容を中心に協議した。</li> <li>・特別支援教室の開設について、校長会議や保育園・幼稚園長会議、教育委員会広報紙への掲載（4 回）、市民説明会の開催（4 回）等により、周知を図った。</li> <li>・校内委員会、専門家協議、(仮称) 特別支援教室入室委員会等により、平成 29 年度の入室児童として、L 教室 65 人、S 教室 101 人を決定した。</li> </ul>						
<b>5 自己評価</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教室として、主に学習上の困難の克服を目的として個別課題に応じた指導を受けることができる全校設置の L 教室と、主に社会性やコミュニケーション力を養うことを目的として小集団指導を受けることができる拠点校（保谷第一小学校、谷戸小学校及び東伏見小学校）設置の S 教室の開設を決定した。</li> <li>・モデル校の L 教室で 24 人の児童の指導を実施し、平成 29 年度の市立小学校全校試行開設に向けての課題を明確にした。</li> <li>・これまでの通級指導学級からの円滑な移行を進めることができた。</li> </ul>						
<b>6 今後の課題・改善点</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度の本格実施に向けて、作業部会等でモデル校実施により明確となった課題の検討を重ねていく必要がある。</li> <li>・各市立小学校の特別支援教室の整備環境の課題を洗い出し、改善すべき点を明らかにし、計画的に対応していく必要がある。</li> </ul>						



項目番号	12	主管課	教育支援課	連携部署等	
<b>1 評価対象事業</b>					
不登校対策の強化					
<b>2 具体的な取組</b>					
<p>不登校児童・生徒について、その要因は家庭の養育環境の変化をはじめ様々である。特に平成26年度に増加した小学校低学年の不登校の要因には、保護者の養育への不安や、児童の発達の課題等もうかがわれることから、未就学児とその保護者への丁寧な対応が必要である。現在実施している心理アドバイザー（臨床心理士）の保育園派遣による相談、また要保護児童対策地域協議会実務者会議（発達支援部会）で共有された情報などを、不登校対策に結びつけ、適切な就学への導きや、早期からの心理的支援の開始等により、新たな不登校未然防止対策とする。</p>					
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>					
基本方針	3	一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて	3	一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて	
方向	3	教育相談の発展的展開	1	通常の学級での個に応じた支援の充実	
施策	1	相談機能の充実	1	各学校の校内体制を充実させる市全体のシステムの構築	
<b>4 取組成果</b>					
<b>1 不登校対策委員会</b>					
<p>計5回開催。全市立小・中学校の委員の教員や庁内各課の関係者が参加し、中学1年生の欠席状況調査や小中連携シートを活用し、中学1年生不登校の未然防止に努めた。また事例を用いて研修を行った。</p>					
<b>2 学校への専門家派遣</b>					
<p>教育支援アドバイザーによる小学1年生の全学級観察と、支援の必要な児童の対応についての助言や指導補助員の配置等により低学年の学習への取組を支援した。心理カウンセラー（教育相談員）が小学校を月1回巡回し、児童数の多い中原小学校、向台小学校、上上台小学校に市採用のスクールカウンセラーを配置した。また、スクールソーシャルワーカーを小・中学校等へ定期派遣（216回）し、要請に応じて随時派遣（69回）を行った。不登校の相談は154件だった。</p>					
<b>3 適応指導教室等での支援</b>					
<p>適応指導教室「スキップ教室」で62人、不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」で31人（その他、フォローアップ20人）の不登校児童・生徒に対して、生活、学習や進路指導等の支援を行った。</p>					
<b>4 相談対応</b>					
<p>教育相談センターにおいて、不登校の相談は174件だった。</p>					
<b>5 未就学児の相談の充実による不登校未然防止</b>					
<p>市立保育園17園へ年3回の臨床心理士派遣を行い、保育士等から相談を受け助言した。就学前機関の園長会議等で就学支援シートについて説明、提出を依頼し、計156人分のシートが提出された。幼児期からの相談により、保護者や関係機関の早期からの適切な対応や幼児の情緒発達を促し、就学後の不登校未然防止を図った。周知として、幼児相談パンフレットを作成し、保育園長・幼稚園会議、こどもの発達センターひいらぎ保護者会等で案内した。また、関係機関相互の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会実務者会議（発達支援部会）において、健康福祉部健康課及び子育て支援子ども家庭支援センターと情報交換を行った。</p>					
<b>6 不登校調査の実施</b>					
<p>問題行動調査の改訂を反映させて、前年度の不登校児童・生徒の対応について調査し、内容を分析した。</p>					
<b>5 自己評価</b>					
<p>1 小学校時代に不登校経験のある生徒のうち、約半数が中学1年生で不登校にならなかった。また、事例検討を通して、不登校の背景を捉えた対応について理解を深めた。</p>					
<p>2 長期欠席者及び困難事例の対応を助言し関係機関との連携を支援した。</p>					
<p>3 年度中または進級進学時に、適応指導教室から36人、不登校ひきこもり相談室から15人が登校等を再開した。</p>					
<p>4 教育相談センターで行った1,369回のカウンセリングや心理療法により状況改善や理解の深まり、情緒的成長等が見られた。</p>					
<p>5 幼児期からの発達・心理相談又は心理療法の導入により、小学校入学後の適応に効果があった。</p>					
<p>6 不登校調査により不登校児童・生徒全員の要因、対応等を集約し、今後の対策のための資料とした。</p>					
<b>6 今後の課題・改善点</b>					
<p>就学前機関、小・中学校との連携をさらに強化し、不登校についての共通理解を図るとともに、一人ひとりの背景を的確に捉えた上で方針を決めて、計画的に対応していく必要がある。</p>					

項目番号	13	主管課	教育指導課	連携部署等	公民館
<b>1 評価対象事業</b>					
地域ぐるみによる家庭教育支援の関係づくり					
<b>2 具体的な取組</b>					
<p>中学校において家庭学習に関する独自のリーフレットを作成し、生徒や保護者等に配布した。</p> <p>地域全体で就学前の子どもの育ちや家庭の教育力の向上を支えるため、親子のスキンシップを深めるスポーツスタッキング体験教室を実施した。</p>					
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>					
基本方針	4	社会全体での教育力の向上に向けて			
方向	1	家庭の教育力向上の支援			
施策	1	地域ぐるみによる家庭教育支援の関係づくり			
<b>4 取組成果</b>					
<b>1 リーフレット</b>					
<p>家庭学習に係るリーフレット（家庭学習の手引き）を用いて、家庭での勉強の仕方や必要な時間等について、学級活動で生徒に説明したり、保護者会で保護者や地域に説明したりすることで、家庭学習に係る各々の意識を高めることにつながった。</p>					
<b>2 家庭の教育力</b>					
<p>親子のスキンシップを深めることを目的としたスポーツスタッキング教室を通して、参加者に、親子のスキンシップの必要性について理解を深めてもらうことができた。</p>					
<b>5 自己評価</b>					
<b>1 リーフレット</b>					
<p>各学校において、家庭学習の手引きを活用して、家庭学習の進め方のポイント等について、分かりやすく説明することができ、家庭への啓発につなげることができた。</p>					
<b>2 家庭の教育力</b>					
<p>家庭の教育力については、親子が同じ体験をすることで、日頃の子育てを振り返る機会としてもらうことができた。</p>					
<b>6 今後の課題・改善点</b>					
<b>1 リーフレット</b>					
<p>各校が作成した家庭学習の手引きについて、保護者が必要としている情報を多く掲載するよう今後、内容を改善していく必要がある。</p>					
<b>2 家庭の教育力</b>					
<p>家庭の教育力については、参加者が増えるよう内容を工夫・改善していく必要がある。</p>					

項目番号	14	主管課	社会教育課	連携部署等	児童青少年課
<b>1 評価対象事業</b>					
学校施設開放の充実					
<b>2 具体的な取組</b>					
<p>学校施設を活用し、小学校 18 校において、地域の子どもたちの安全・安心な活動拠点及び居場所の確保と、地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに様々な体験、交流及び学習活動の機会を提供することを目的とした放課後子供教室事業を各学校施設開放運営協議会に委託し実施している。</p> <p>現在、学習活動の機会提供を 3 校で実施しているが、学校及び各学校施設開放運営協議会の協力を得て実施校の拡充を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく西東京市行動計画実施計画に沿って、全ての就学児童が放課後子供教室に参加できるよう、児童青少年課と調整協議を行い、学童クラブと連携した一体型・連携型事業を実施する</p>					
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>					
基本方針	4	社会全体での教育力の向上に向けて	4	社会全体での教育力の向上に向けて	
方向	2	社会教育の特色を活かした青少年教育の支援	4	学校・家庭・地域・行政の連携強化	
施策	1	放課後支援や週末の体験・交流活動等の場づくり	1	教育関係部署・関係機関との連携強化	
<b>4 取組成果</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度においても、放課後子供教室事業として、全市立小学校 18 校で、各校の校庭・体育館を学校教育に支障がない範囲で、子どもの安全な遊び場として開放する「遊び場開放」を実施した。</li> <li>・今年度は、放課後子供教室の事業内容の充実に向けた「学習活動の機会提供」を、芝久保、東、住吉の 3 小学校で継続して実施したほか、保谷第二、向台、谷戸第二、けやきの 4 小学校において試行実施した。</li> <li>・また、東、住吉、芝久保の 3 小学校で実施する「学習活動の機会提供」に学童クラブ児童が学童クラブを休まず参加できるよう、試行実施した。</li> </ul>					
<b>5 自己評価</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や学校の状況を見ながら、放課後子供教室事業の内容の充実を進めているが、平成 28 年度は、4 校において「自由遊び」や「学習機会の提供事業」への取組を開始することができた。</li> <li>・学童クラブと連携した取組は、一体型 2 小学校（東、住吉）、連携型 1 小学校（芝久保）で実施することができた。</li> </ul>					
<b>6 今後の課題・改善点</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の拡充に向けては、各学校や学校施設開放運営協議会と協力しながら、課題を整理し、学校施設開放運営協議会への継続的・専門的な支援を進める必要がある。</li> <li>・事業内容の充実、実施校数の増加に伴い、事業実施財源の確保、事務局体制の充実が求められる。</li> </ul>					

項目番号	15	主管課	学校運営課、社会教育課	連携部署等	スポーツ振興課
<b>1 評価対象事業</b>					
夜間照明設置事業（保谷中学校）					
<b>2 具体的な取組</b>					
<p>現在、市西部においては、田無第三中学校に夜間照明設備が整備されており、夜間も学校施設を活用した市民のスポーツ活動が可能となっている。</p> <p>一方、市東部においては、夜間屋外の夜間照明設備は設置されておらず、地域開放のための学校施設の整備として、保谷中学校校庭への夜間開放用照明設備の設置に向けた調査を行い、施設整備後の運用についての検討を行う。</p>					
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>					
基本方針	4	社会全体での教育力の向上に向けて	4	社会全体での教育力の向上に向けて	
方向	3	活力のあるコミュニティづくり	2	社会教育の特色を活かした青少年教育の支援	
施策	1	学校を拠点とした地域全体における教育力の向上	1	放課後支援や週末の体験・交流活動等の場づくり	
<b>4 取組成果</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツに親しむ環境の充実を図るため、市長部局を含め、関係部署間において、組織横断的に取り組んでおり、会議を開催するなどし、グラウンド及びテニスコートへの夜間照明設備設置に向けた検討を行った。</li> <li>・夜間照明設備の設置に関する課題等の整理のため、設置に向けた調査を設計事務所に委託した。</li> <li>・設計事務所による調査結果をもとに、保谷中学校近隣住民を対象に、夜間照明設備の概要に係る説明会を開催し、施設設置に向けた意見を聴取した。</li> <li>・西東京市体育協会の該当加盟団体を対象に、夜間照明が整備された場合の利用に関して意見聴取を行った。</li> </ul>					
<b>5 自己評価</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部署との調整により、課題等について一定の整理を行うことができた。</li> <li>・平成29年度に行う実施設計の基礎調査として、平成28年度は、整備の範囲や競技ごとに必要な明るさ、電源の手当てなどについて調査するとともに、必要な明るさを確保するための照明ポールなど、整備に必要な諸条件を把握し、その結果をとりまとめることができた。</li> </ul>					
<b>6 今後の課題・改善点</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備スケジュールに合わせ、関係部署と使用開始時期、学校施設使用料を検討するなど、準備を進めていく必要がある。</li> <li>・事業実施における特定財源である補助制度を活用し、財源確保に努める必要がある。</li> </ul>					

項目番号	16	主管課	公民館	連携部署等	
<b>1 評価対象事業</b>					
届ける社会教育の実践（出張型講座の開催）					
<b>2 具体的な取組</b>					
公民館で市民を待つばかりでなく、地域を歩き課題を探り、必要な市民に必要な学習支援を行う。他の公共施設を利用した事業展開、青少年施設や高齢者施設との連携を強化する。					
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>					
基本方針	4	社会全体での教育力の向上に向けて			
方向	3	活力あるコミュニティづくり			
施策	2	地域の教育資源を活用した人づくり・まちづくりの推進			
<b>4 取組成果</b>					
<p>柳沢公民館主催事業として、柳橋第二市民集会所において、「御門訴事件を知っていますか？ ～明治初期に起きたこと～」では、実際に地域を歩くフィールドワークも交えて全3回にわたり開催した。旧上保谷新田村地域在住の市民を優先して受け付けたが、27人の参加者中13人が当該地域在住であった。参加者アンケート（回収19）では、「満足」10、「ほぼ満足」8、「やや不満」1、「不満」0であった。</p> <p>また、田無公民館主催事業「料理がつなぐ温か地域の交流」では、施設特徴の1つである実習室（調理室）の利用サークルの料理提供により、ふれあいのまちづくり懇談会「ファミリーたなし」との交流を深め、障害者福祉センターで行われた「一人暮らしの高齢者との懇談会」を行い、92人が参加した。</p>					
<b>5 自己評価</b>					
<p>「御門訴事件を知っていますか？ ～明治初期に起きたこと～」では学習素材の選定が妥当であったことがアンケート結果から読み取れる。公民館の講座に初めて参加した人からの回収アンケート19件中7件で、公民館が開催会場では参加できなかったという意見もあり、出張型講座の必要性を確認することができた。</p> <p>「料理がつなぐ温か地域の交流」ではサークル活動の成果を地域に還元することができた。また、一人暮らしの高齢者が交流し、互いに接点を設けるきっかけとなった。</p>					
<b>6 今後の課題・改善点</b>					
<p>引き続き、公民館から離れた地域、公民館に来ることが困難な層のニーズを把握し、出張型の事業を展開していく。</p> <p>予算や人員を鑑み、事業の精査と館ごとの役割分担を行う必要がある。また、適切に庁内他部署や地域の団体等と連携していくことで実施事業の効果を上げたい。</p>					

項目番号	17	主管課	教育企画課、教育指導課	連携部署等	危機管理室
<b>1 評価対象事業</b>					
地域ぐるみの安全体制づくりの推進（小学校通学路防犯カメラ整備事業）					
<b>2 具体的な取組</b>					
<p>通学路における児童の安全確保を強化するために、東京都の補助事業を活用し、小学校9校の通学路に防犯カメラを設置する。地域の見守り活動を補完し、児童がより安全に通学できるようにする。</p> <p>保護者・地域住民等と連携し、児童の安全確保に取り組む学校を「地域ぐるみの安全体制づくり推進校」として指定する。児童の見守りに資する消耗品の購入を支援することによって、地域ぐるみでの児童の見守り体制の仕組みづくりを強化する。平成28年度は新たに3校を指定する。</p>					
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>					
基本方針	4	社会全体での教育力の向上に向けて	1	「生きる力」の育成に向けて	
方向	3	活力のあるコミュニティづくり	3	健康と体力の育成	
施策	3	地域との連携による安心・安全の確保	4	安全教育の推進	
<b>4 取組成果</b>					
<b>1 小学校通学路防犯カメラ整備事業</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立小学校18校中11校の通学路に、1校当たり防犯カメラ5台、計55台を設置した。設置校は、田無、保谷第一、保谷第二、谷戸、碧山、栄、谷戸第二、東、柳沢、住吉、けやきの各小学校。</li> <li>・ 設置に関して市民周知を図るために、市広報誌等への掲載、市民説明会を計4回開催した。また、教育委員会事務局職員が設置場所近隣住宅を訪問し、住民に事業説明を行った。</li> <li>・ 「西東京市立小学校通学路防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に基づき、平成29年3月2日から運用を開始した。</li> </ul>					
<b>2 地域ぐるみの安全体制づくり</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成28年度は、東伏見、東、上向台の3小学校を新規指定し、初年度予算として1校当たり20万円、計60万円の配当を行った。</li> <li>・ 平成26年度及び平成27年度に指定した6小学校には、1校当たり5万円、計30万円の配当を行った。</li> </ul>					
<b>5 自己評価</b>					
<b>1 小学校通学路防犯カメラ整備事業</b>					
<p>当初予算においては、9校の通学路への設置を想定していたが、本事業に対する市民要望の高さを受けて庁内調整を行い、2校を追加し11校に設置することができた。また、追加となった2校についても、予定9校と同様の準備を学校とともに進めていたため、円滑に設置を進めることができた。運用に関しては、要綱に基づき円滑に運用管理を進めることができた。</p>					
<b>2 地域ぐるみの安全体制づくり</b>					
<p>平成28年度までの設置校の事例を学校側に示すことにより、各校での実情を反映した特色のある消耗品の購入を促すことができた。また、地域住民等との購入消耗品の検討を通して、児童の見守りへの意識を醸成していくことにつなげることができた。</p>					
<b>6 今後の課題・改善点</b>					
<b>1 小学校通学路防犯カメラ整備事業</b>					
<p>防犯効果を高めるため、カメラ近隣に周知看板を3枚程度の掲出を行ったが、運用面では、さらに周知を行い効果的な活用についての検討を行っていく必要がある。また、翌年度以降の設置については、既設カメラの位置を勘案しながら設置を進めていく必要がある。</p>					
<b>2 地域ぐるみの安全体制づくり</b>					
<p>平成28年度までは3箇年の事業として実施してきたが、2年目、3年目の配当予算が5万円と少なく、活用が難しいとの声があがっていた。平成29年度は配当額の見直しを行い、1校あたり25万円とし、単年度の事業として実施する。</p>					

項目番号	18	主管課	公民館	連携部署等	
<b>1 評価対象事業</b>					
新しい公民館運営体制の構築					
<b>2 具体的な取組</b>					
ひばりが丘公民館の分室化により、西東京市公民館は新体制で運営していく。中央館・分館・分室ともに利用者懇談会の拡充と活性化により、利用者の意見を反映した運営に努め、市民参加の運営のしくみを検討する。					
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>					
基本方針	5	いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて			
方向	1	多様な学びを支える生涯学習の振興			
施策	2	公民館事業の充実			
<b>4 取組成果</b>					
ひばりが丘公民館（分室）に分館長経験者を再雇用嘱託員として配置し、館運営、市民対応に当たった。また、中央館職員が分室に毎週赴き、課題の把握に努めた。事業面では、中原小学校の学校施設開放運営協議会や都営住宅自治会と連携し、ロビーを活用して主催事業の成果を写真展示するなど、地域・利用者との協働を意識した。中央館では「ミニ利用者懇談会」を3回開催し、利用者の意見を公民館運営に反映するよう試みた。					
<b>5 自己評価</b>					
再雇用嘱託員の配置により、施設提供、事業展開など館運営において分室化以前のレベルを維持することができた。中央館による分室の課題把握については検証が必要である。「ミニ利用者懇談会」については毎回参加者が1～2人と少なかったが、館利用方法などについて実際的な内容の意見交換をすることができた。					
また、公民館運営審議会から、「西東京市公民館の主催事業における市民との協働・市民参加のあり方について」の答申を受け、今後の指針とすることができた。					
<b>6 今後の課題・改善点</b>					
引き続き、嘱託員の能力を活用して分室における館運営のレベルを維持していく必要がある。また、中央館では、分室の課題を適切に把握していく必要がある。					
他方、利用者懇談会をはじめとした館運営への市民参加については、公民館運営審議会の答申をふまえ、魅力的な対話の場を設定していく。					

項目番号	19	主管課	図書館	連携部署等
<b>1 評価対象事業</b>				
地域・行政資料の電子化への取組と子どもの読書活動や学習活動への支援				
<b>2 具体的な取組</b>				
<p>田無・保谷市史編さん資料の電子化を進める。平成 27 年度までに電子化した資料の公開に向けた取組を進める。</p> <p>図書館ホームページ「デジタル西東京市」コーナーの「デジタル資料」と「写真で見る西東京市」に資料を追加公開し、コンテンツを充実させる。電子化した資料を活用し、小・中学生等を対象として、地域に関わりのある講座等を実施する。</p> <p>「第 3 期西東京市子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度）の初年度に当たるため、子どもが生きるために必要な言語力や知識を身に付けることができる読書がもたらす、豊かな心の醸成に資する施策を推進する。また、いつでもどこでも読書活動ができる環境整備として、私立幼稚園、認証保育所等についても、働きかけをする。</p>				
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>				
基本方針	5	いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて		
方向	1	多様な学びを支える生涯学習の振興		
施策	3	図書館事業の充実		
<b>4 取組成果</b>				
<b>1 地域・行政資料の電子化への取組</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館が庁内より移管を受けた市史編さん資料のうち、5,782 点を電子化した。</li> <li>・資料請求や調査に対応して、電子データを活用し、利用者が地域・行政資料室の端末で閲覧する環境を整備した。</li> <li>・電子化済みの写真資料から 48 点を選び、「市内の駅・鉄道」として、「デジタル西東京市」で公開した。</li> </ul>				
<b>2 子どもの読書活動や学習活動への支援</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央図書館ヤングアダルトコーナーのリニューアルを実施し、特に高校生向けの資料の充実に取り組んだ。</li> <li>・絵本と子育て事業のフォロー事業として、3 歳児とその保護者を対象に事業の拡大を行うため、実施計画の作成、関係課である健康福祉部健康課の担当者と協議を進めた。</li> <li>・除籍及び寄贈を受けた資料を市立児童館などの施設、私立幼稚園、乳幼児関係施設等に配布した。</li> </ul>				
<b>5 自己評価</b>				
<b>1 地域・行政資料の電子化への取組</b>				
<p>電子化により、利用者にとっては利便性が向上し、資料保存としては後世に伝え残すことが可能となった。電子データの活用及び公開を行うことで、庁内・市内施設・市内学校・団体・企業等からの問合せも増え、調査依頼や使用申請への対応が迅速になり、原本破損の懸念もなくなった。一方、電子化した資料を活かす企画を実施できなかった。</p>				
<b>2 子どもの読書活動や学習活動への支援</b>				
<p>コーナー作りや、高校生向けの資料を重点的に購入することにより、ヤングアダルト世代に新しいアプローチができた。絵本と子育て事業（ブックスタート）から、さらに継続して子どもの読書活動を支援するため、平成 29 年度のフォロー事業実施に向け準備を進めることができた。</p> <p>2 回行った除籍本配布では計 42 施設が参加、1,175 冊の児童書を配布し、資料の有効活用ができた。</p>				
<b>6 今後の課題・改善点</b>				
<b>1 地域・行政資料の電子化への取組</b>				
<p>電子化済み資料の提供方法として、現状ではプリントアウトサービスには対応できていないが、研究者・学習者に対しては電子データでの貸出も検討し、さらに研究成果を西東京市に収録してもらえる関係を構築していく必要がある。</p>				
<b>2 子どもの読書活動や学習活動への支援</b>				
<p>現状の書架と予算の中で、ヤングアダルト世代に魅力的な書架作りを進めるためには、目を引くような展示や効果的なポップ等が必要である。3 歳児健康診査の受診者に、健診終了後、健診会場の上の階で実施するおはなし会に参加してもらうための工夫と、その後、参加者の図書館利用につながる取組が必要である。</p> <p>除籍配布の実施時期や場所について、参加しやすい内容にするための各施設への聞き取り調査を行う必要がある。</p>				



項目番号	20	主管課	社会教育課	連携部署等	
<b>1 評価対象事業</b>					
文化財の保存と活用の充実					
<b>2 具体的な取組</b>					
<b>1 文化財の保存と活用の充実</b>					
平成 27 年度に策定した「西東京市文化財保存・活用計画」の初年度として、計画の主要施策である下野谷遺跡の保存及び管理に取り組む。その一環として、平成 28 年度から 2 箇年をかけて、「(仮称) 下野谷遺跡保存・活用(管理)計画」の策定に取り組む。					
<b>2 郷土資料室の運営</b>					
郷土に関する民俗資料その他必要な資料を収集、保存及び展示し、市民が観覧したり、調査研究したりできるようにしている。下野谷遺跡国史跡指定に伴い、下野谷遺跡コーナーの充実を図るとともに、文化財についての企画事業を実施し、文化財の保存、普及の場として、収集・展示などを強化するための環境を整える。					
さらに、市民が集い、学習し、人材育成の場となる様な複合的な機能を持つ施設を目指す。					
<b>3 該当する教育計画上の基本方針等</b>					
基本方針	5	いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて			
方向	1	多様な学びを支える生涯学習の振興			
施策	4	文化財の保存と活用の充実			
<b>4 取組成果</b>					
<b>1 文化財の保存と活用の充実</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>下野谷遺跡保存活用計画の策定について必要な事項を検討するため、下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会を設置した。</li> <li>懇談会の会議を 3 回開催し、保存、整備及び活用の基礎となる下野谷遺跡の本質的価値の検討を行うとともに、平成 29 年度の計画策定に向けて活用・整備に関する他自治体の先行事例を整理した。</li> </ul>					
<b>2 郷土資料室の運営</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>下野谷遺跡からの出土土器の修復・展示、展示室のレイアウト変更及び説明パネルの更新により、下野谷遺跡に関する展示を充実した。</li> <li>常設展示のほか特別展 3 回、講演会 1 回、体験講座 4 回、学習支援 1 回を実施し、本年度の来室者は 2,981 人(対前年度 182 人増)であった。</li> </ul>					
<b>5 自己評価</b>					
<b>1 文化財の保存と活用の充実</b>					
下野谷遺跡を構成する様々な要素のうち保護していくべき本質的価値について、一定の整理を行うことができた。また、西東京市での活用事例や他自治体先行事例などから、平成 29 年度の計画策定に向けた基礎情報を共有することができた。					
<b>2 郷土資料室の運営</b>					
下野谷遺跡関連事業での郷土資料室の PR や、文化財イベントと連動した企画展示や体験講座の実施により、効果的に事業を展開し、年間来室者数の増加につなげることができた。					
<b>6 今後の課題・改善点</b>					
<b>1 文化財の保存と活用の充実</b>					
庁内・関係機関との調整及び市民意見の聴取・反映を行いつつ、本質的価値を中心として、確実な保護に向けた保存・管理やまちづくり・ひとづくりなど多くの場面を想定した活用・整備の方針等について検討する必要がある。					
<b>2 郷土資料室の運営</b>					
引き続き、文化財の保存及び普及の場として、環境整備や機能向上を図るとともに、下野谷遺跡保存活用計画や公共施設適正配置等の関連計画の進捗に合わせ、総合的な機能を持つ地域博物館の検討を行う必要がある。					

#### 第4 教育委員会の活動状況

##### 1 教育委員会会議の開催状況

定例会11回 臨時会3回

##### 2 教育委員会会議への提出議案

議案件数 36件

議案番号	件名	議決年月日	結果
平成28年 23	西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について	28. 4. 26	承認
24	西東京市社会教育委員の解任及び任命についての専決処分について	〃	〃
25	西東京市公民館運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について	〃	〃
26	西東京市図書館協議会委員の解任及び任命についての専決処分について	〃	〃
27	西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について	28. 6. 28	〃
28	西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について	〃	可決
29	西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について	28. 7. 26	承認
30	平成29年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について	〃	可決
31	下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について	〃	〃
32	西東京市公立学校職員の処分の内申について	28. 8. 18	〃
33	平成28年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について	28. 8. 23	承認
34	西東京市公立学校職員に関する措置について	〃	可決
35	平成28年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成27年度分）について	〃	〃
36	国登録有形文化財（建造物）の登録手続について	28. 9. 24	〃
37	西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について	〃	〃
38	西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について	28. 10. 25	承認
39	西東京市文化財保護審議会への諮問について	28. 10. 25	可決
40	西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	28. 11. 22	〃
41	西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
42	西東京市立学校給食運営審議会への諮問について	〃	〃
43	西東京市教育委員会教育長の辞職の同意について	28. 12. 19	〃
44	西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について	28. 12. 27	承認
平成29年 1	平成29年度教育関係予算について（申出）の専決処分について	29. 2. 10	〃
2	西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について	〃	可決
3	平成29年度西東京市公立学校の校長及び副校長の人事の内申について	〃	〃
4	西東京市公立学校職員に関する措置について	〃	〃
5	西東京市公立学校職員に関する措置について	〃	〃
6	西東京市公立学校職員の処分の内申について	〃	〃
7	平成29年度西東京市教育委員会の主要施策	29. 2. 23	〃
8	西東京市教育委員会が保管等する特定個人情報情報の保護に関する規則	〃	〃
9	西東京市教育委員会表彰について	〃	〃
10	西東京市公立学校職員の処分の内申について	〃	〃
11	西東京市立学校職員服務規程の一部改正について	29. 3. 12	〃
12	西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について	〃	承認
13	西東京市公立学校職員に関する措置について	〃	可決
14	教育財産の用途廃止について	〃	〃



## 第5 点検及び評価に関する有識者からの意見

### 【 武蔵野大学 教授 上岡 学 氏 】

西東京市教育委員会の事務事業点検評価に係る会議において、「平成 29 年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況（平成 28）年度分）の点検及び評価」について、客観性の確保を目的として、教育委員会による点検及び評価について、質問、意見、を申し述べた。全体としては、管理及び執行の状況は西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）の 3 年目にあたり、計画を着実にそして丁寧に取組まれており、充分実行されていることが確認でき、評価できる。平成 28 年度は、5 つの教育計画の基本方針をもとに 20 項目の施策を実施し、「実績・成果」「評価と課題」を行っている。

ここでは 5 つの基本方針にそって、特に議論となった内容を記述する。

#### 1 「生きる力」の育成に向けて

I C T 活用に関してタブレットパソコンの導入ならびに活用についての研究が継続的に行われている。また、電子黒板の導入やデジタル教科書の活用等積極的に I C T 活用を推進している。人権教育においては、スクールアドバイザーを 2 名に倍増し、児童虐待に対して積極的に取り組むとともに関連機関との連携を行っている。いじめ防止に関しては、スクールアドバイザーを 2 名体制とするとともに教員に対する対応力の向上をはかっている。

#### 2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

学校給食に関しては、業務委託化について円滑に進めることができている。食物アレルギーに対する対応も整備されており、教職員に対する研修にも取組まれている。学校施設の適正規模・適正配置について、ひばりが丘中学校以降、建て替えにあたり周辺施設との複合化を積極的に進めるよう検討していくこととしている。これは今後の都市における学校のあり方として新しい発想であるとともに密集地における効率的な大規模施設の活用として有効であり評価できる。

#### 3 一人ひとりを大切にす教育の推進に向けて

個に応じた教育支援の充実では、教育支援推進委員会 2 回、作業部会 17 回開催され、平成 29 年度から市立小学校全校特別支援教室試行開設に向けた検討が行われた。平成 30 年度本格実施に向けて、今後さらに検討を重ねる必要がある。不登校対策の強化では、小中連携シートを活用し、未然防止に取組まれている。

#### 4 社会全体での教育力の向上に向けて

学校施設開放の充実では、放課後子供教室事業が推進されている。全市立小学校 18 校の校庭・体育館を「遊び場開放」として実施された。また、「学習活動の機会提供」として放課後子供教室を 3 小学校で継続実施した上で、さらに 4 校で試行実施した。地域ぐるみの安全体制づくりの推進では、小学校通学路防犯カメラ整備事業として当初の計画より前倒しをして早急に進められ、対応の早さが評価される。

#### 5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

資料の電子化、ならびに電子化された資料の公開への取組が進められており、デジタル化の推進が評価できる。文化財の保存と活用に関しては、郷土資料室の来室者増など運営に努力がみられる。さらに郷土資料のデジタル化を進め、地域・学校での利用、複合施設などの検討が期待される。

## 【 明治大学 教授 木村 俊介 氏 】

西東京市教育委員会の事務事業点検評価は、西東京市教育計画（平成 26～30 年度）の 3 年目に当たる平成 28 年度の諸施策の点検及び評価を行うものである。

ヒアリング調査の結果を踏まえ、主要な施策事業 20 項目について、実績・成果、課題・今後の方向性及び評価について検証した結果、概ね全ての項目について適切な取組が行われているものと評価することができる。ただし次の点については特に留意が必要である。

### 1 人権教育推進事業

児童虐待防止について、スクールアドバイザーを 2 人に倍増するとともに、学校と関係機関との連携促進を図る取組を進めてきた点は評価できる。しかし、当該事業については、学校内外の情報の共有を確立することや些細な兆候を関係者が覚知する感度を一層高めることが極めて重要な課題であることから、引き続き関係機関による不断の取組が求められる。

### 2 いじめ防止に関する総合対策事業

いじめ問題対策協議会の開催を始めとする取組を行ってきたことは評価できる。しかし、いじめ認知件数が増大している近年の状況等を踏まえ、教員の感度の向上、兆候の早期の発見及び教員の対応力の向上等に引き続き着実に取り組んでいくことが求められる。

### 3 学校施設の維持管理

本市の児童・生徒数が 2020 年をピークに 40 年間減少していくこと等を踏まえ、本報告書が、西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画の調整・検討の必要性について触れていることは重要な点である。今後、西東京市において、余裕教室の一層正確な把握など公共施設の有効活用を図るための施策を進めるとともに、長期的・総合的な視点から事業計画見直しの調整・検討を行っていくことを期待する。

### 4 学校施設開放の充実

地域の子どもたちの安全・安心な活動の場を確保するために、縦割りに陥ることなく横断的な視点から、子どもたちの居場所の確保を確実なものとし待機児童を極力解消していくことが重要な課題となっている。このため、学童クラブと放課後子供教室等の連携が一層徹底されるよう市全体の横断的な体制の充実を図ることが求められる。

## 【 西東京市社会教育委員 矢野 真一 氏 】

西東京市教育委員会の事務事業点検評価は、平成 28 年度の事業を対象とする今回の評価は第 10 回目となる。このような評価が実施され点検が行われるようになった結果もあり各事業は格段に改善されてきたと評価できる。平成 28 年度は目標が達成され、その事業が恒常化の域にまで達し、問題なく遂行されているものがかなりの数に上ってきたことも明らかである、これまでに着実に多くの成果をあげており、そのことが平成 28 年度に受け継がれていることも確かである。これらのことにより全体的に事業活動状況は良好であると評価できる。

今後は更なる取り組みを期待したい。具体的には

### 1、 人権教育推進事業

現在、全市立小・中学校に於いて人権教育推進委員会が設置され、人権教育担当者により、多岐にわたり職員の人権感覚が高められている。

人権教育推進校に於いては、児童虐待に関する授業の実施について、全市立小・中学校に提案したことにより、指導の充実も図られている。

又いじめに関する授業では、いじめ防止対策推進条例及びいじめ防止対策推進基本方針の趣旨に沿った取り組みも充実されている。人権教育推進校における研究発表会（平成 29 年 1 月）では 300 名以上の教員の参加が有り、研究の成果、課題の発表もあり充実された内容でした。今後は市全体の中学校に研究成果を還元し、更なる充実化を期待したい。

### 2、 小中連携教育の推進について

西東京市に於いて、平成 22 年 4 月に「西東京市小・中連携の日」を設定し、小中連携校で小学校及び中学校の教員が相互の学習指導・生活指導のあり方について、授業参観及び協議会を通して理解が深められている。又中学校入学前に行事体験や部活動等の取り組みが行われ、小学生の中学進学への不安は解消され中学校での学習や部活動への期待や学習意欲は高められている。大変良いことである。

今後の小中連携に於いては、小中学校の 9 年間を見通した継続性のある、カリキュラムの開発と更なる支援が必要である。今後は、学校、家庭、地域の連携をし小中一貫教育の更なる推進を期待したい。

### 3、 学校施設開放の充実

西東京市に於いては、放課後子供教室に類似した事業として「学校施設開放（遊び場開放）事業」や「地域生涯学習事業」を先行実施していたこともあり平成 24 年下半期より類似事業をさらに発展させるものとして、放課後子供教室が導入された。このことは子供の居場所づくりの上でも大きな前進であり、又平成 28 年度より学童クラブと連携した一体型・連携型の放課後子供教室が実施されたことも更なる前進である。今後は、未実施校を含め、事業の拡充に向けて、各学校の施設開放運営協議会と連携、協力をし更なる充実化を期待したい。

## 〈資料〉

### (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## (2) 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、西東京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 点検評価の内容

教育委員会は、前年度における次に掲げる事務の点検評価を行う。

- (1) 西東京市教育計画に基づく事務及び事業に関すること。
- (2) 法第21条に規定する事務に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事務に関すること。

### 第3 点検評価の実施、知見の活用等

教育委員会は、第2各号に掲げる事務について点検評価を毎年度実施し、点検評価の結果に係る報告書（以下「報告書」という。）を作成する。

- 2 教育委員会は、法第26条第2項により点検評価を行うに当たり、点検評価の客観性及び透明性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者その他教育行政に関し知識を有する者（以下「学識経験者等」という。）の意見又は提言を受けるものとする。
- 3 教育委員会は、報告書を作成したときは、法第26条第1項の規定により、西東京市議会に提出し、点検評価の結果について報告する。
- 4 教育委員会は、法第26条第1項の規定により、報告書を市のホームページその他市の発行する広報紙等により市民へ公表する。
- 5 教育委員会は、点検評価の結果を踏まえて、教育委員会の事務及び事業等について適切な措置を講じるものとする。

### 第4 学識経験者等

学識経験者等は、点検評価について中立かつ公正な立場で客観的な意見又は提言を具申できる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 学識経験者等の定数は、3人以内とする。
- 3 学識経験者等の任期は、教育委員会が委嘱した日からその翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学識経験者等が欠けた場合の補欠学識経験者等の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第5 報償

学識経験者等に対して、予算の範囲内で定める額を報償として支給する。

### 第6 庶務

点検評価に係る庶務は、教育部教育企画課において処理する。

### 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、点検評価に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に西東京市教育委員会が委嘱した教育に関し学識経験を有する者その他教育行政に関し知識を有する者の任期については、なお従前の例による。



附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## あ行

### ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

### エコスクール

環境に配慮した学校施設や、環境に配慮した活動に取り組む学校のこと。

### OJT

On the Job Training の頭文字をとったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性」「理解度」「気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成するすべての活動のこと。

## か行

### 学生ボランティア

西東京市が提携する武蔵野大学などから派遣されて、児童・生徒の学習指導の補助にあたる学生のこと。

### 学校運営連絡協議会

学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携のあり方などについての協議・提言を目的とし、学校職員・保護者・地域関係者などで構成される。

### キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

### 教育支援ツール

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、実態把握や校内委員会での検討、外部機関への支援依頼、学校での支援の計画などに必要な様式を一つにまとめたもの。「一覧表」「個別の教育支援計画」「個別指導計画」などが含まれる。教育委員会が全市立小・中学校をバックアップしていく際のツール（道具）としても機能する。

### ゲストティーチャー

より専門性の高い授業の実現を図るため、各学校の要請を受けて外部から来校して児童・生徒の指導を行う人のこと。

### 校務支援システム

情報の共有化や校務の効率化を目的に学校や児童・生徒に関する様々な情報の管理をシステム化したもの

### 子ども110番ピーポくんの家

PTA、保護者の会、青少年育成会、防犯協会、田無警察署などの協力を得て開設している。子どもが不審者などにより被害を受けたり、身の危険を感じて助けを求めたときに保護し、状況によっては110番通報をする。

### 個別の教育支援計画

児童・生徒一人ひとりのニーズを的確に把握し、対応を進めるために作成する。学校が方針を定め、保護者や他の支援機関との連携を進め、指導の効果をあげるために活用する。

### 下野谷遺跡

縄文時代中期（今から 4,000 年から 5,000 年前）の大集落跡で、縄文時代に典型的なムラが複数存在し、石神井川流域の拠点となる集落であったと考えられている。南関東では傑出した規模と内容を誇り、平成 27 年 3 月には一部が国史跡に指定された。遺跡の保存と活用を目的とした下野谷遺跡公園（平成 19 年 4 月開園）には、当時の竪穴住居が再現されている。

### 就学支援シート

未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともにまとめて、小学校などに引き継ぐシートのこと。

### 生涯学習社会

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第 3 条・生涯学習の理念より）のこと。

### 少人数学習集団による指導

学級数を超える集団数に分割（例：2 学級を 3 分割）し、児童・生徒の学習集団を弾力的に編成することによって、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導のこと。

### 情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

### 情報リテラシー

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

### 食育

食育とは、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」（食育基本法前文より）こと。

### 職場体験

市内外の事業所等で、生徒が実際に職業を体験することにより、望ましい職業観・勤労観を養い、職業選択を含めた生き方教育の充実に資する活動のこと。

### スクールガード・リーダー

学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員のこと。スクールガード・リーダーは、各小学校が主催する学校安全連絡会において、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と保護者・地域が連携した安全管理のあり方について指導・助言を行う。

### スクールソーシャルワーク

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行うこと。

### 3R

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとったもの

## た行

### デイジー図書

視覚障害者のための、カセットテープに代わり長時間録音ができる CD 録音図書を製作するシステムのこと。なお、デイジーとは、Digital Accessible Information System「アクセシブルな情報システム」の頭文字をとったもの

### チームティーチング

一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

### 適応指導教室「スキップ教室」

様々な理由から不登校になっている市立小・中学校の児童・生徒に対して、指導員との関わりやグループ活動を通して、悩みの解消や自立心、協調性、学習意欲をもてるように指導し、学校復帰を目指すことを目的とした教室のこと。

### 特別支援教室

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画で示されている新構想で、発達障害などで、通常の学級での学習におおむね参加でき、学習面の部分的支援や社会性の指導を必要とする児童を対象とした教室。全ての市立小学校に設置し、巡回指導教員が巡回して個別指導を行う L 教室と、拠点校に設置し、小集団指導を行う S 教室がある。

### 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連携・調整、保護者からの相談窓口などを担う職名

## な行

### 西東京市学校情報セキュリティポリシー

西東京市立小・中学校が保有する情報資産に関するセキュリティ対策を総合的、体系的にまとめたもの

## は行

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法第2条第1項より）

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。本計画では、施設面での整備という観点で用いている。

### ビオトープ

生物が互いにつながりをもちながら生息している空間のこと。特に、環境の損なわれた土地や都心部の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間のこと。

### PDCAサイクル

Plan/Do/Check/Action の頭文字を揃えたもので、計画 (Plan) → 実行 (Do) → 検証 (Check) → 改善 (Action) の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

### 副籍制度

特別支援学校の児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度

## プレイセラピー

遊びを媒介にして、セラピスト（治療者）との関わりの中で、子どもが感じたり考えたりしながら、自分を理解し、自分で決めたり行動できるように、成長を促す心理療法

## や行

### ヤングアダルト（YA）サービス

子どもと大人の狭間の世代を対象としたサービス。西東京市図書館では、13歳から18歳を対象とした青春期特有のテーマ、友情・恋愛・自立・職業・生き方などを扱った読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集している。

### ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。ユニバーサルデザインは、すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

## ら行

### ランチルーム

給食の時間に児童や教員が一つの教室で楽しみながら給食をとることができるスペースのこと。

### レファレンスサービス

利用者の研究や調査のため、どのような資料（図書・雑誌・データベース）を使えばよいのかを案内するサービスのこと。